

286—1643

令和3年9月13日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県においては、9月12日を終期としていた国の「まん延防止等重点措置」の適用が9月30日まで延長されたことを受け、9月13日以降は、重点措置区域の指定について、感染が高止まりしている宮崎市を継続し、日向市及び門川町を解除することを決定しました。

また、県独自の「緊急事態宣言」について、「まん延防止等重点措置」の終期と合わせて9月30日まで延長し、飲食店等における時短要請についても全市町村を対象に延長することとしました。

これに伴い、9月13日以降は、県民の皆様に対して下記のとおり要請を行うこととなっております。特に、事業者の皆様におかれましては、引き続き、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進により、出勤者数の7割削減を目指していただきたいと思いますと考えております。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

<行動要請等内容>

(期間：9月13日から9月30日まで)

○県民への要請

- ・原則、外出自粛
- ・日常生活に必要な外出機会（回数・時間）の半減
- ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛
- ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛
- ・原則、県外との往来自粛
- ・原則、県外からの来県自粛

○飲食店等への要請

- ・ 20 時までの営業時間短縮

【まん延防止等重点措置区域（宮崎市）】

- ・ 酒類提供を終日行わないこと
- ・ 飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと

【対象地域外】

- ・ 酒類提供は 19 時まで

○大規模集客施設等への要請

【まん延防止等重点措置区域（宮崎市）】

- ・ 20 時までの営業時間短縮
- ・ 大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

○イベントの開催制限

- ・ 収容率 50%以内かつ上限 5000 人以下
- ・ 会食につながる場面の制限

【まん延防止等重点措置区域（宮崎市）】

- ・ 21 時までの開催時間制限

○事業者等への要請

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 出勤者数の 7 割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進

※ 詳細は別添資料参照

（文書取扱 建築住宅課）

担 当

【宅地建物取引業関係】

宅地審査担当：堀内
連絡先：0985-24-2944

【県営住宅指定管理者関係】

公営住宅担当：野別
連絡先：0985-26-7196

【その他】

建築指導担当：小野
連絡先：0985-26-7195